

樹木の適正管理を！！！！

●張り出した樹木の剪定を行いましょ

私有地から道路上に樹木が張り出していると、見通しが悪くなり、交通事故の原因になってしまいます。また、管理が不十分であると、風雨や枯死による倒木や落枝で、重大な事故につながるおそれがあります。樹木等所有者の皆様には、今一度所有地を見回りしていただき、適正な管理をしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

(関係法令) ※詳細裏面

・私有地から張り出している樹木等は土地所有者の方に所有権があるため、町での剪定、伐採や除草ができません。

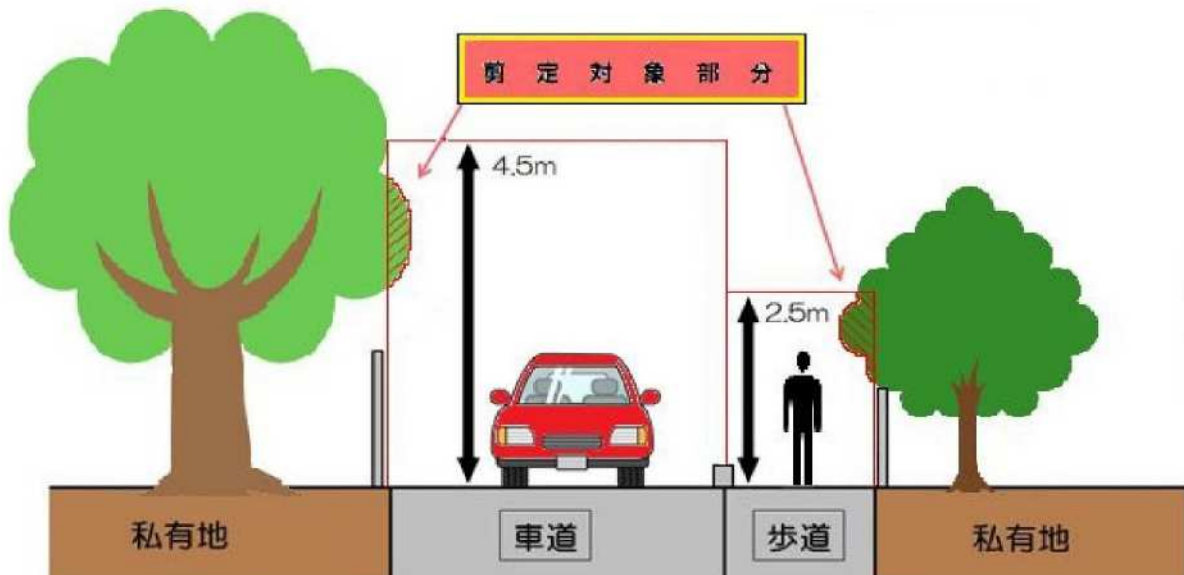
(民法第233条)

・樹木等の越境で事故が発生した場合は、所有者の方が責任を問われる場合があります。(民法第717条、道路法第43条)



●剪定の基準

道路構造令第12条によって、樹木の張り出しは、車道の場合は4.5m、歩道の場合は2.5mよりも低い場所(下図の赤枠部分に入っている箇所)については、剪定・伐採が必要と定められています。(建築限界)



●剪定作業時の注意事項

- ①電線や電話線が近くにある場合や、枝が引っかかっている場合は、事前に管理をしている電力会社・電話会社に連絡してください。
- ②作業により、道路の通行に影響が出る場合は、建設課へご連絡ください。

【問い合わせ先】
五戸町役場 建設課 土木班
0178-62-2111

【関係法令について】

○民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切取り)

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

○民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 1)土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2)前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3)前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

○道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

- 1)みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2)みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。